

# 杉戸町新型インフルエンザ対策行動計画 (弱毒性版)

平成21年10月

杉戸町

## 目次

1 策定の趣旨	1
2 流行規模の想定	2
3 基本方針	3
4 発生段階と主な対策(発生段階に応じた対策と役割分担)	4
5 業務継続計画	11
6 医療供給体制	12
7 町民への啓発・相談体制	14

## 1. 弱毒性版策定の趣旨

平成15年以來東南アジアを中心に鳥の間に鳥インフルエンザが流行し、特に高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）はヒトへの感染も確認され、それが新型インフルエンザの候補と考えられました。その高病原性鳥インフルエンザがヒトからヒトへの感染力をもった場合、つまり新型インフルエンザになった場合には深刻な健康被害や社会影響が発生するとされ、その対策が重要な課題とされてきました。

しかしながら、平成21年4月に発生した新型インフルエンザ（H1N1）は、豚由来のものであることや、その病原性について想定されていたものとは異なるものであることが徐々に明らかになりました。

5月22日に発表された国の「基本的対処方針」では、国内にて患者が発生した状況を分析し

- ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復している。
- ② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効である。

と記載され、弱毒性であることが明記されました。

杉戸町は海外発生以後、策定を進めておりました行動計画に基づき、対策本部の設置を行い対応してまいりました。しかし、平成21年4月に発生した弱毒性新型インフルエンザの社会的経済的な影響と町民生活への影響を最小限にするために、杉戸町新型インフルエンザ対策行動計画（弱毒性版）を策定する必要が生じました。

その主な内容は次のとおりです。

- ① 町は原則として町内発生時にも通常の業務体制を維持します。
- ② 感染拡大防止対策として、人が集まる施設（学校、幼稚園、保育園、社会福祉施設、公共施設）の休業は、状況に応じた対応といたします。

国においても、平成21年5月発表の「基本的対処方針」において、地域の実情に応じた柔軟な対応を求めていることから、杉戸町では、杉戸町新型インフルエンザ行動計画を基本としつつ、今回の弱毒性に対応した行動計画を策定しました。

## 2. 流行規模の想定に応じた対策

### (1) 感染の規模

国や県の行動計画では強毒性を想定して、全人口の25%が感染し、流行が約8週間続き、スペインかぜ並みの死亡率2%という仮定の下で、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行いました。

今回の新型インフルエンザは、世界標準時平成21年6月3日午後6時現在、感染者は66カ国・地域で19273人、死者は4カ国で117人に拡大し、日本時間6月4日11時現在401人の国内患者が確定しています。(WHOと厚生労働省の発表による)

5月11日に発表された4月のメキシコにおける分析結果によると、致死率は0.4%(0.3-1.5%)と1957年のアジアかぜより高く1918年のスペインかぜより低め、また患者1人が感染させる人数は1.4人~1.6人とその感染力は通常のインフルエンザよりやや高めではあるが今までの新型インフルエンザよりも低めとされました。

### (2) 流行規模に応じた対策の必要性

アメリカ疾病対策センターにおいて、感染した場合の死亡率に応じて①2%以上の場合、②1%以上~2%未満の場合、③0.5%以上~1%未満の場合、④0.1%以上~0.5%未満の場合、⑤0.1%未満の5段階の場合が設定され、各々の場合により、家庭、学校、集会などの対策に推奨、考慮、推奨しないという3段階を明示しています。

しかし、従来 of 国の行動計画においては、新型インフルエンザ発生時には学校や保育施設の臨時休校、不要不急の外出自粛、集会の中止などが予想されていましたが、今年4月に発生した新型インフルエンザが弱毒性と考えられるのを踏まえ、国は基本的対処方針において、「行動計画をそのまま適用するのではなく、地域の実状に応じた柔軟な対応を行っていく必要がある。」と指摘しています。これを受けて、杉戸町において、今回弱毒性版行動計画を策定したように、今後も予想される展開を考え、迅速な病原性や感染力などの情報収集とそれに基づく的確な対応、町民へのわかりやすい情報提供などを行い、町民の健康と生活を守るよう努めてまいります。

### 3. 基本方針

#### (1) 弱毒性版新型インフルエンザ対策の基本方針

基本的には「杉戸町新型インフルエンザ対策行動計画」と同様で、新型インフルエンザが発生した際は、感染者を可能な限り最小限に止めること及び社会機能の停滞と経済的な影響を阻止することが最重要課題です。

そのため、本町における新型インフルエンザ対策の基本方針は病原性の強弱に拘わらず一貫して以下のとおりです。

- ① 町民への啓発を行い、感染予防に努める
- ② 発生を早期に発見し、感染拡大を防ぐ
- ③ 健康被害や社会的・経済的被害を最小限に抑えることにより、町民の健康と生活を守る
- ④ 町役場各部局の業務継続計画※1を策定し、必要な町民サービスを提供する
- ⑤ 町民への正確な情報提供を行うことにより、町民の健康被害を抑えパニックや風評被害を防止する

新型インフルエンザ対策は、行政、医療、企業、学校などの対策とともに、町民一人ひとりが対応していかなければならない危機管理対策です。町では国や県の対応策を踏まえつつ、全庁をあげて対策を計画・実施していきますが、多くの機関の前向きな対応と町民の協力を得ながら進めていくことが重用です。

#### ※1 業務継続計画とは

大規模災害発生時などの非常時に次のような事項をはじめとして、あらかじめ必要な措置を講じることにより、「停止業務」※2を設定しておき「優先業務」※3の継続を図るための計画です。

- ① 優先業務を特定しておき、非常時に優先業務継続に注力する。
- ② 非常時に優先業務継続のため必要な資源を確保できるよう検討しておき、予め備蓄等を行う。
- ③ 指揮命令系統を明確にする。

※2 停止業務 二次・三次体制において感染拡大防止、人的能力から停止せざるを得ない業務。

※3 優先業務 町の業務の内、町民生活を守るライフラインとして最後まで行う業務。

## 4. 発生段階と主な対策

### (1) 杉戸町新型インフルエンザ対策会議の開催

海外発生時には、町長を中心とする杉戸町新型インフルエンザ対策会議（以下「対策会議」という）を開催します。国の発生段階などを勘案し対策会議により町の行動基準を決定します。

対策会議に情報の集約を行い、全庁的な感染拡大防止対策や、国や県、近隣市町との情報共有を行い、町民に対して必要な情報を随時発信し、対策の詳細な運用についても決定・指示を行います。

### (2) 町の行動基準の考え方

国の行動計画における発生段階の区分を基に、町の行動基準を下記のように策定します。

#### 一次体制（海外発生）

海外発生から国内発生までの時間的な余裕はあまりないものと考え、幸手保健所に「発熱相談センター」※1が設置され感染拡大防止のための対策を行います。

#### 二次体制（国内発生又は県内発生）

国内発生時に必要に応じて、県により「発熱外来」※2が設置されます。また町の業務体制は、基本的には通常どおりとし、業務継続計画の停止業務を最小限度にするとともに、その開始時期については、対策本部で検討を行い、状況に応じて近隣県または県内発生時に実施することとします。そして町民への正確な情報の提供など町内発生時の混乱をできるかぎり抑えるための対策を重視し、町内発生に備えます。

#### 三次体制（町内感染拡大時）

町内発生時には、感染拡大防止と町民生活維持のため最大限の対策を講じるとともに町民の一層の協力を促します。また適切な情報発信を行うことにより、社会的不安が増大することを避けます。

#### 四次体制

緩やかに平常状態に戻しつつ、感染縮小を継続するための対策を行い、かつ第二波への備えを行います。国の行動計画において「患者の発生が減少し低い水準で停滞している時期」となっていますが、本町においては患者の発

生状況調査などを目安としていきます。

なお、終息に向かっていたものが感染状況調査などにより上昇に転じ、増加傾向が1週間以上継続する場合には再燃したものとして、該当する行動基準に戻して対策を講じていきます。

**※1 発熱相談センターとは**

保健所等に設置する電話対応専門の施設で、インフルエンザの患者の早期発見、当該者が事前に連絡せずに直接医療機関を受診することによる他の疾患患者への感染防止、町民への心理的サポート、特定の医療機関に集中することを回避することを目的として設置されます。

**※2 発熱外来とは**

新型インフルエンザに係る診療を効率化し、混乱を最小限にすること、また新型インフルエンザの患者とそれ以外を振り分けて診察・待合の場を感染元にしないということを目的とした外来です。発熱外来に従事する者は感染防止策を徹底し、対応を行います。

#### (4) 発生段階に応じた対策と役割 (弱毒版)

対策区分	発生段階の区分					関連担当課
	準備	一次体制	二次体制	三次体制	四次体制	
◆対策会議召集		●				健康増進課(保健センター)
◆対策本部の設置・運営			●	●	●	健康増進課(保健センター)
◆住民への情報収集・情報提供						
●広報活動 新型インフルエンザに関する最新情報や町の対応状況、感染予防策等をホームページや広報誌、掲示板等を通じて周知する。報道機関への情報提供を行う。	●	●	●	●	●	健康増進課(保健センター)
		●	●	●	●	住民参加推進課 (広報・ホームページ等)
			●	●		秘書政策課(報道機関対応) 総務課(公示・職員への通知)
●発熱相談センター設置及び受診方法等に関する広報		●	●	●		住民参加推進課、保健センター
●医療機関の発熱外来の設置に関する広報			●	●		住民参加推進課、保健センター
◆相談窓口の設置 住民からの専門的な相談は、基本的には、幸手保健所等に設けられる発熱相談センターが担うが、保健所は、新型インフルエンザの患者の搬送、入院措置、積極的疫学調査などの業務で多忙を極め、住民からの相談に十分応ずることができない事態も想定される。 そのため、混乱を回避し、住民の不安を解消するため、疾患に関する相談のみならず、生活相談や町が実施している対応策についての質問に至るまで、できる限り広範な内容の相談・問い合わせを受けるため、県の発熱相談の設置に合わせ、相談窓口を設置する。			●	●		保健センター ※保健師による対応
					○	本庁(健康増進課・福祉課等) すぎとピア 地域包括支援センター (ピア・東埼玉) ※保健師による対応
◆要支援者に対する支援						
●支援を要する高齢者世帯、障害者世帯等の把握 新型インフルエンザの流行により、孤立化し生活に支障を来たす恐れのある高齢者世帯、障害者世帯等を把握する	●					住民参加推進課 健康増進課 福祉課
●生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体的手続きの検討 三次体制における在宅の高齢者、障害者等への生活支援(見守り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続きの検討を行う。	●					健康増進課(生活支援等) 福祉課(生活支援等) 消防本部(搬送・死亡時の対応) 町民課(死亡時の手続き等の対応) 環境課
●生活支援、搬送、死亡時の対応等の実施				○		同上

● 発生段階に応じて行う業務

○ 国・県の対応に準じ必要に応じて対策本部が決定して行う業務

#### (4) 発生段階に応じた対策と役割 (弱毒版)

対策区分	発生段階の区分					関連担当課
	準備	一次体制	二次体制	三次体制	四次体制	
◆ 遺体の火葬・安置						
● 遺体安置のための施設の確保準備 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる各課管理の公共施設等の確保が出来るように準備を進める。		○				財政課 健康増進課 教育委員会 産業課
● 火葬場の運営に関する調整			○	○		町民課

7

- 発生段階に応じて行う業務
- 国・県の対応に準じ必要に応じて対策本部が決定して行う業務

### (4) 発生段階に応じた対策と役割 (弱毒版)

対策区分	発生段階の区分					関連担当課		
	準備	一次体制	二次体制	三次体制	四次体制			
◆ワクチン接種体制整備 国及び県と協力し、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。	●					健康増進課		
◆社会生活活動への要請 県が実施する対策と歩調を合わせ、次のような要請を行う								
	対 象	要 請 内 容						
	住民	マスク着用、うがい・手洗いの励行		●	●	●	●	住民参加推進課
	住民	外出の自粛			○	○		住民参加推進課
	集会活動 興業施設	不要不急の集会や興業施設の活動自粛			○	○		産業課・教育委員会 (国・県の対応に準じ必要に応じて行う)
	学校 通所施設	すべての学校、通所施設の休校、休業			○	○		教育委員会・福祉課・健康増進課 (国・県の対応に準じ必要に応じて行う)
	警察	警察との連携・連絡等			○	○		住民参加推進課
	ボランティア	ボランティアの要請			○	○		住民参加推進課 社会福祉協議会
	公共交通機関	利用者間の接触を減らす措置			○	○		秘書政策課・住民参加推進課
	ライフライン事業者	事業者との連携によるライフラインの確保			○	○		秘書政策課
	社会福祉施設	マスクの着用、うがい・手洗いの励行 症状のみとめられた従業員等の出勤停止・受診			●	●		健康増進課
	事業所	マスクの着用、うがい・手洗いの励行 症状のみとめられた従業員等の出勤停止・受診			●	●		産業課
		不要不急の集会や興業施設の活動自粛			○	○		

● 発生段階に応じて行う業務

○ 国・県の対応に準じ必要に応じて対策本部が決定して行う業務

#### (4) 発生段階に応じた対策と役割（弱毒版）

対策区分	発生段階の区分					関連担当課
	準備	一次体制	二次体制	三次体制	四次体制	
◆ 役場機能の維持						
● 全職員に対する新型インフルエンザの研修実施	●					総務課・保健センター
● 職員の健康管理		●	●	●	●	総務課
● 感染予防具の備蓄	●					住民参加推進課 健康増進課 消防本部
● 水道・下水道事業の確保			●	●	●	上下水道課（通常業務に準ずる）
● 資源の使用制限 ・ ゴミの排出制限			○	○		環境課
● 食料及び生活必需品の安定供給等			○	○		産業課
● 業務継続計画の策定	●					総務課 住民参加推進課
● 業務継続計画の実施			○	○	○	各課

6

- 発生段階に応じて行う業務
- 国・県の対応に準じ必要に応じて対策本部が決定して行う業務

(3) 町の行動基準と主な対策

国の段階	町の行動基準	目標	主な対策
前段階 未発生期	準備体制 新型インフルエンザの発生していない状態	新型インフルエンザ発生に備えた準備の計画的実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民へのインフルエンザ対策の啓発と情報提供</li> <li>・新型インフルエンザの情報収集</li> <li>・サーベイランス(監視)体制の充実</li> <li>・感染拡大に備えた医療体制・必要物品の確保</li> <li>・業務継続計画の運用のための準備と関係機関との連絡体制の構築</li> <li>・実地・机上訓練の実施</li> </ul>
第一段階 海外発生期	一次体制 海外で発生し、町内発生に備える状態	町内発生に備えた全庁的な準備対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「杉戸町新型インフルエンザ対策会議」開催</li> <li>・保健所に「発熱相談センター」設置</li> <li>・感染時の医療機関受診方法の周知</li> <li>・海外発生に関する情報収集</li> </ul>
第二段階 国内発生 早期	二次体制 国内発生又は県内発生した状態	町内発生を抑える予防策と発生した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「杉戸町新型インフルエンザ対策本部」設置</li> <li>・町民への情報提供の充実(医療機関の受診方法 感染予防策など)</li> <li>・業務継続計画の検討(対策本部にて)</li> </ul>
第三段階 感染拡大期 ～まん延期 ～回復期	三次体制 町内での感染拡大の状態	感染拡大の防止策の実施及び市民生活の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画の検討(対策本部にて)</li> <li>・町民への情報提供強化(社会不安の解消)</li> <li>・社会的弱者に対する支援の検討(対策本部にて)</li> </ul>
第四段階 小康期	四次体制 体制を回復し第2波に対する準備の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会機能の段階的回復</li> <li>・流行が再燃した場合の対策強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時から平常業務への円滑な移行(町の業務、医療体制)</li> <li>・新たな発生や流行の再燃への備え、計画体制等の点検、問題点を把握し対策を見直す</li> </ul>

## 5. 業務継続計画

弱毒性版の町の業務継続計画の目標は、感染拡大を防ぐとともに、町民生活への影響を最大限に抑えることです。従って以下の基本的な考え方で作成しました。

### 二次体制（国内又は県内発生時）

- ① 職員の罹患による業務縮小は考慮の必要がない。
- ② 原則として通常の業務体制を継続する。
- ③ 停止業務の開始時期を、状況に応じて近隣県または県内発生時に実施することとし、停止業務も縮小する。
- ④ 学校、幼稚園、保育園、社会福祉施設などの休業は状況に応じて対応する。

### 三次体制（町内発生時）

- ① 町主催の会議、講座、イベント等については、状況に応じて延期又は中止する。
- ② 公共施設の利用（貸館等）により事業、イベントについては、状況に応じて主催者に対して自粛を求める。

各部局は業務継続計画により停止業務の計画を行うが、具体的な実施時期・内容については対策本部で決定する。

新型インフルエンザの病原性、感染力などの情報の変化や国の方針などを踏まえ、対策本部において迅速に対応する。

各部局においての詳細な業務継続計画につきましては、別冊の杉戸町業務継続計画に記載いたしました。

## 6. 医療供給体制

### (1) 発熱相談センター及び発熱外来の設置

国の行動計画において国、都道府県、保健所を設置する市などに発熱相談センター及び発熱外来が設置され、新型インフルエンザ発生時の早期発見、町民の心理的支援と医療機関受診支援のための相談業務や罹患の恐れのある患者に対し発熱外来の案内を行います。杉戸町では、幸手保健所が担当エリアとなっています。

現在までの体制では、海外発生時に「発熱相談センター」を県及び、保健所に開設し、電話にて新型インフルエンザの可能性の相談、適切な医療機関への受診を支援します。国内発生時には「発熱外来」を開設し対応を行います。

また、新型インフルエンザ発生時の入院医療は、第一義的に感染症指定医療機関の陰圧病床に入院し治療が行われますが、今回の新型インフルエンザでは多くの感染者が軽症のまま回復しました。そして、平成21年5月22日の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」において示されました。急速な患者数の増加に伴い、発熱外来を増やす必要がでてきた場合には、一般の医療機関においても発熱外来の機能をはたすことや、患者の直接受診を行うことも可能となりました。

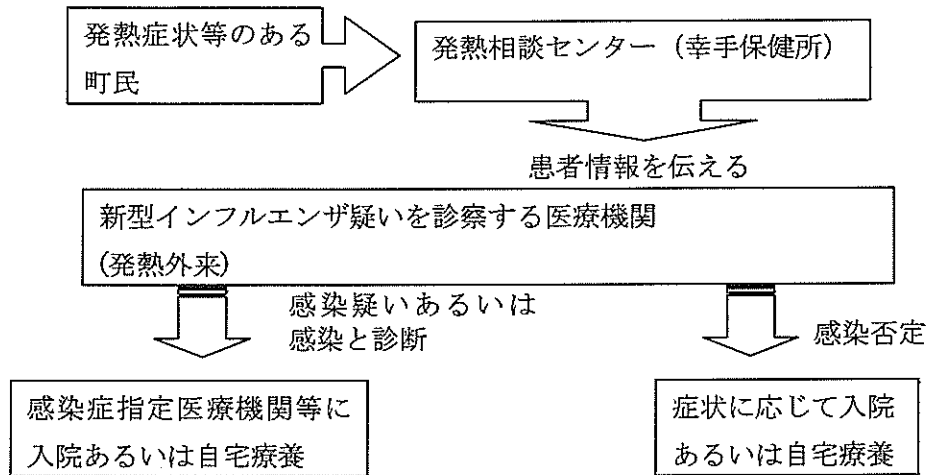
### (2) 感染時の町民の受診手順

医療機関受診時において感染拡大が非常に懸念されるため、直接医療機関に受診せずに、感染を疑う時には先ず保健所の「発熱相談センター」に電話連絡を行ったのち、その指示に従い医療機関で受診するという手順が定められました。また、弱毒性により「発熱相談センター」が閉鎖された場合には、必ず電話連絡をし、マスク等の予防対策をした上で、最寄の医療機関を受診することとなります。

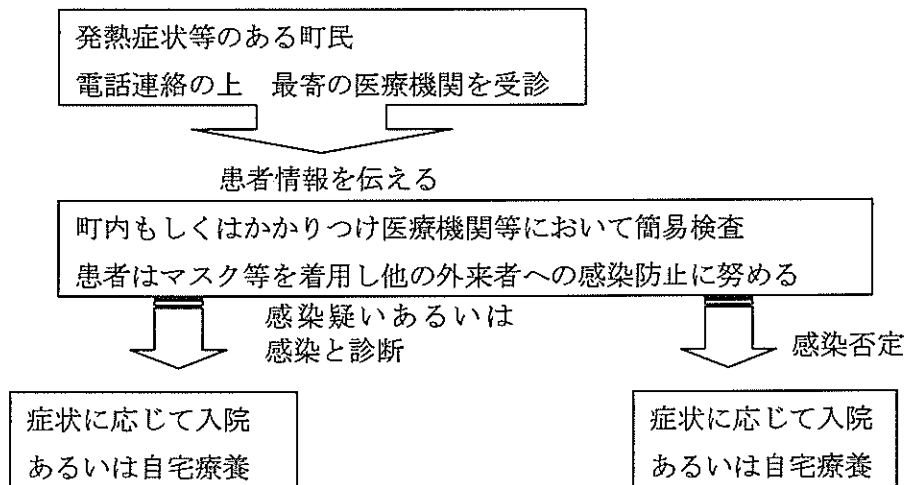
今後は受診手順のPR・周知に努め、町民が感染拡大防止を意識した行動を行うよう促します。

### 【受診手順の概要】

強毒性もしくは国内感染初期において発熱外来が設置された場合



弱毒性により発熱外来が廃止された場合



## 7. 町民への啓発・相談体制

### (1) 発生以前

保健センターが中心となり、広報、ホームページ等により、新型インフルエンザに関する基礎知識、情報収集の方法、感染予防対策及び大流行時における日常生活で留意すべき事項、医療機関へのかかり方、食料品や生活用品の備蓄等の情報提供を行っていくことで、町民の意識向上をはかり新型インフルエンザ対策に取り組めるようにしていきます。

### (2) 新型インフルエンザ発生以降

新型インフルエンザ発生以降、対策本部等を中心に町民への情報発信を行います。広報やホームページ、防災無線等の活用により迅速に的確な情報提供を行います。

海外で新型インフルエンザが発生した時点で、保健所に「発熱相談センター」が開設され、発生地からの帰国者をはじめ町民の健康や感染に関する相談、適切な医療受診のための支援が行われます。

また新型インフルエンザ以外にも生活の不安や情報等の問い合わせを受ける相談窓口体制を保健センターに整備し、町民の不安解消を図り、パニックを最小限に防ぐとともに日常生活の維持に努めます。

### (3) 町民の役割

新型インフルエンザは、咳やくしゃみなどの飛まつ感染が主な感染経路である場合が多く、町民一人ひとりが日頃から手洗い、うがいなど感染予防対策を行うことや、感染が疑われる場合には咳エチケット、マスクの着用、適切な受診手順により感染拡大防止を行うこと、うわさなどに惑わさず正確な情報に基づいた冷静な行動が最も重要です。

これらを実践することがひいては自分自身や家族、地域を新型インフルエンザの感染と風評被害から守ることにつながります。

また、患者などの人権を損なわないようにお互いに注意して、新型インフルエンザ発生時にも豊かな心をもった生活ができるよう助け合っていきましょう。

## もし新型インフルエンザが発生したら……

### わたしたちが今から心がけること

#### ●新型インフルエンザは、ただの風邪ではありません!●

新型インフルエンザは、動物のみ感染していたインフルエンザが、遺伝子の変異によって、ヒトの体内で増えることができるように変化し、さらに、ヒトからヒトへと感染するようになる感染症です。新型インフルエンザウイルスは、人間界にとっては未知のウイルスで、ヒトは免疫をもっていないため、急速な世界的大流行を起こす危険性があります。

#### ●個人で出来る対策① 発生前の準備●

##### ◇その1 うがい・手洗い・マスクの励行。

外出後の手洗い・うがいを日常的に行い、人混みや繁華街への外出を控えたり、熱、咳、くしゃみ等の症状のある人には必ずマスクを着けてもらったりすることが大変重要です。

##### ◇その2 食料・日用品等の確保

発生時に不要不急の外出をしないよう、2週間程度の食糧・日用品等の準備をしておきましょう。特に、不織布製マスク(サージカルマスク)は大切です。

#### ●個人でできる対策② もし発生したら!●

##### ◇その1 正確な情報の収集

情報には、国・地方自治体の提供する情報、マスコミが提供する情報など様々です。パニックが起こらないように正確な情報を収集し、冷静に対応することが重要です。

##### ◇その2 まずはかかりつけ医又は、保健所、相談センター等に相談を

事前連絡なく近医を受診すると、万が一新型インフルエンザであった場合、待合室等で他の患者さんに感染させてしまう二次感染のおそれがあります。

インフルエンザのような症状(発熱・鼻水等)がある場合は、電話をしてから最寄の医療機関で受診してください。

かかりつけ医がない場合や休日夜間は

幸手保健所 42-1101 (平日昼間対応)

又は、埼玉県新型インフルエンザ相談センター 0570-06-9777  
に相談してください

#### ●詳しくは、下記のホームページをご覧ください●

##### ■埼玉県ホームページ(埼玉県新型インフルエンザ対策関連情報)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BU00/newinflu/top.html>

##### ■厚生労働省(新型インフルエンザ対策関連情報)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>